

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（核燃料サイクル工学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

原災法対象施設からB棟の除外（予定）を追記、東海再処理施設における重大事故選定結果の反映に伴う見直し、その他所要の見直し等による修正を以下のとおり行いました。

2. 修正した日

令和8年10月1日

3. 協議した地方公共団体

茨城県、東海村

4. 主な修正内容

（1）原災法対象施設の除外（予定）を追記

「別表－1 原災法対象施設」について、原災法対象施設からB棟の除外（2026年度第4四半期～2027年度第4四半期頃を予定）を追記する。

（2）東海再処理施設における重大事故選定結果の反映に伴う見直し

「別表－2(1) 警戒事象（1/5）」～「別表－2(4) 安全機能を有する構築物、系統又は機器一覧」について、下記①～③の内容に該当する箇所を見直す。

① 東海再処理施設における重大事故選定結果の反映

東海再処理施設における重大事故選定結果を踏まえ、高放射性廃液の蒸発乾固及び安全機器等の機能の一部損失に係る緊急時活動レベル（蒸発乾固（AL29、GE29）、火災・爆発又は溢水の発生（AL53、SE53））の判断基準にガラス固化技術開発施設の対象機器を追加する。

② 東海再処理施設における重大事故選定結果の反映に伴う削除

蒸発乾固（AL29）、火災・爆発又は溢水の発生（AL53、SE53）に係る安全機能を有する機器を改めて選定するとしている注釈を削除する。また、使用済燃料貯蔵槽の水位低下（AL30）及び水素爆発（AL44）に係る「事故対処設備を改めて選定する」としている注釈を削除する。

③ 東海再処理施設における重大事故選定結果を踏まえた重要区域の見直し

東海再処理施設における重大事故（高放射性廃液の蒸発乾固）選定結果を踏まえ、重要区域（安全上重要な構築物、系統又は機器を設置する区域）にガラス固化技術開発施設を追加する。

（3）その他

上記に加え、所要の見直し及び記載の適正化を行った。

① 関係機関の組織名称の変更

「別図－3(1) サイクル研究所外通報連絡系統」の那珂市消防本部の通報連絡先について「消防本部通信指令室」から「東消防署」への変更を反映する。

② 原子力防災資機材の保管場所名称の変更

「別図－6 原子力防災資機材の保管場所」及び「別表－7 その他の原子力防災資機材」の保管場所名称について、「プルトニウム転換技術開発施設駐車場」から「事故対処設備保管場所（プルトニウム転換技術開発施設管理棟駐車場）」へ変更する。

③ 原子力防災資機材の保管場所の変更

「別図－6 原子力防災資機材の保管場所」及び「別表－7 その他の原子力防災資機材」について、非常用食料の保管場所を「L棟」から「運転資材管理庫」に変更する。また、「別表－7 その他の原子力防災資機材」について、ホイールローダ及び油圧ショベルの保管場所を「プルトニウム転換技術開発施設駐車場」から「事故対処設備保管場所（南東地区）」に変更する。

④ 対象施設の記載の見直し

「別表－2(2) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (1/7)」について、放射線量の検出 (SE01)の対象施設から「再処理」の記載を削除する。

⑤ 記載の適正化

「別表－19(1) 特定事象発生時における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与」～「別表－19(3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与」について、派遣先の注釈の記号を削除する。また、「別表－19(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与」及び「別表－19(3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与」について、7. その他関係機関に記載している緊急時モニタリング班の注釈の記号を削除する。

以 上

核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2) ①②③、(3) ④

第2章 原子力災害予防対策の実施

核燃料サイクル工学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3) ①②③⑤

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2) ①②③、(3) ①④⑤

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3) ⑤

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3) ⑤

以 上